

# 仁治度巖島神社の社殿

山口佳巳<sup>1</sup>

## A Study on Buildings of Itsukushima Shrine in the Middle of 13th Century

Yoshimi YAMAGUCHI<sup>1</sup>

**要旨：**巖島神社は、平清盛による仁安造営以来、多くの社殿を有してきた。仁安造営後、二度の火災に遭ったため、仁安度の社殿は一棟も現存しておらず、二度目の再建となる仁治度のものであっても、本社拜殿と祓殿を挙げるのみである。広島大学総合博物館にある仁治度巖島神社復元模型は、その後失われたり改変されたりした社殿を往時の状態に学術的に復元したものである。本稿は、その模型の設計に際して材木注文により復元考察を行った過程を示すことを目的とする。

仁治度復元社殿の構造形式は、柱に陸梁<sup>ろくぼり</sup>を架け、梁上は冢扱首<sup>いのさす</sup>とし、一軒疎垂木の化粧屋根裏<sup>ひとのきまぼらだるき</sup>に切妻造<sup>きりづまづくり</sup>とするなど、比較的画一であった。この基本的な構造形式を軸に、各社殿の格式や機能に応じて細部意匠が決定されたものと考えられる。この復元模型により、現在の巖島神社の社頭景観は、仁治度と細部において変化したところが多いものの、全体としての趣はほぼ踏襲されていることが鮮明となった。

**キーワード：**巖島神社、付属社殿、材木注文、復元

**Abstract:** Itsukushima Shrine has been constructed in around 1168 by Taira-no-Kiyomori. The shrine is formed by several buildings which were built on the seashore and the surrounding area. However, the shrine was destroyed by fire twice. When the second reconstruction was almost completed, the *sengu* (the ceremony of transferring the temporary repository of the gods and goddesses to the new sanctuary) had taken place in the Ninji era (in the middle of the 13th century). Only two buildings, *Haiden* (the building of worship) and *Haraiden* (the building of purification) in *Honsha* were reconstructed during Ninji era and remained until now, while the other buildings were reconstructed several times after Ninji era.

In this essay, I would like to focus on the order for woods, which were used for the second reconstruction in Ninji era. Moreover, by drawing the reconstruction, I am about to study and analyze the features of the Itsukushima Shrine.

After the analysis, it is found that the majority of buildings in shrine are kept as a uniform construction. For example, the *Hunahijiki* (a kind of set of articles which looks like the bottom of a ship) on the column, the beam without curve etc. From the basic construction, I think that the design was decided by the formality and the function of each building.

In addition, although the detailed design was changed partially, but the reconstructed shrine was highly appraised as it is still inheriting the construction of the Ninji era.

**Keywords:** Itsukushima Shrine, humble buildings, the order for woods, reconstruction

## I. 緒言

広島大学総合博物館に展示されている仁治度巖島神社復元模型<sup>1)</sup>(図1)は、国立歴史民俗博物館の企画展示「日本の神々と祭り―神社とは何か―」(2006年3月～5月)の展示品として制作されたものである。

巖島神社において仁治度とは、平清盛による仁安三年(1168)頃の造営後、二度の火災を経て仁治二年(1241)にほぼ再建を終え、遷宮された時代を示す。仁治度は、仁安造営から僅か七十年余りしか経過しておらず、社殿構成を見ても仁安度の社殿を直に受け継

<sup>1</sup> 広島大学大学院文学研究科：Graduate School of Letters, Hiroshima University

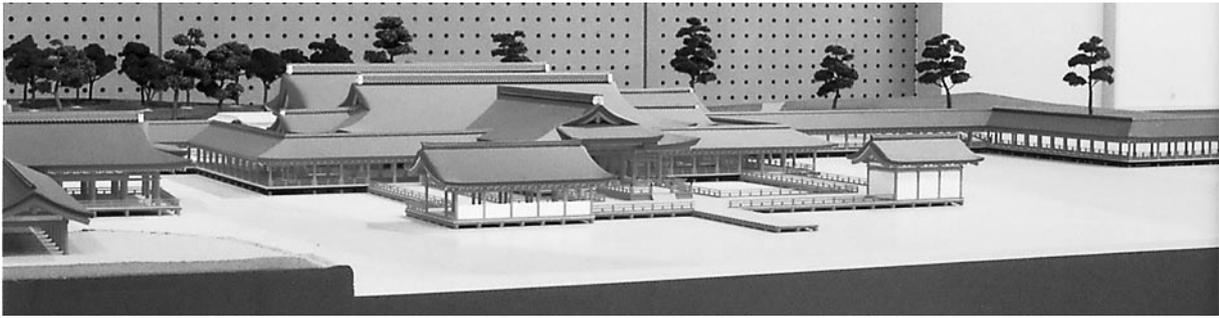


図1 仁治度巖島神社復元模型

ぐものと考えられる。しかし、現存する社殿のうち、仁治度再建になるものは本社拜殿と祓殿を挙げるのみであり、それ以外は、後世に再建されたもの、あるいは新たに造営されたものである。したがって、現在の社殿を評価するには、後世の再建に当たり、どの程度古式を踏襲するものなのかを明らかにする必要がある。幸い、仁治度再建は長期にわたったこともあり、再建工事に関する古文書が豊富で、各社殿の材木注文である嘉禎五年すなわち暦仁二年（1239）の「伊都岐島社未造分屋材木等注進状」<sup>2)</sup>（以下、「暦仁材木注進状」とする）及び「伊都岐島社政所注進状」<sup>3)</sup>（以下、「政所注進状」とする）も含まれている。この材木注文の記述により、仁治度における社殿を細部まで詳細に復元することが可能であった。

本稿では、材木注文を用いて学術的に復元した仁治度社殿<sup>4)</sup>について、構造形式及び細部意匠を概観し、往時の建築的特色を明らかにするとともに、現存する社殿の文化財的価値を改めて評価することにした。

## II. 先行研究

巖島神社の社殿に関する先行研究としては、福山敏男博士、山本栄吾博士、三浦正幸博士の論考が挙げられよう<sup>5)</sup>。

福山博士は、現存社殿と古文書の記述とを照合しながら、附属社殿も含めて解説し、考察を行った（福山、1968）。但し、廃絶した社殿については、粥座屋のみの言及に留まり、その他は省略されている。山本博士は、廻廊間数の記述を軸に社殿の変遷を考察したが、史料批判を怠っており、社殿配置の復元図は甚だ疑問である<sup>6)</sup>（山本、1965）。三浦博士は、本殿について、外宮の本殿と玉殿を併せて考察することにより、その特殊な形式について明らかにした（三浦、1985）。

これらのうち、本稿の主題である仁治度社殿の復元となると、福山博士の論考に限られる。仁治度における廻廊・朝座屋・楽屋・粥座屋に関して、『芸藩通志』卷十九所収の「未造分屋々材木檜皮注進」（「暦仁材木

注進状」の部分的写本）により、図面には起こしていないものの、構造形式及び細部意匠まで検討している。しかし、福山博士が復元史料として用いた「未造分屋々材木檜皮注進」は、原本にあった材木寸法の多くが省略され、欠落している箇所も少なくなく、建築部材名称とその員数のみにより検討せざるをえなかったものと推察される。その結果、具体的に復元考察を行い、図面を作成することができなかつたようである。

## III. 復元史料

まずは、仁治度再建の概略を述べ、復元史料を紹介しておきたい。

仁治二年（1241）の「伊都岐島社神官等申状案」<sup>7)</sup>（以下、「神官等申状」とする）によると、建永二年<sup>8)</sup>（1207）と貞応二年（1223）の二度にわたり、社殿が焼失したことが知られる。その二度目の火災に際しては、貞応三年（1224）に安芸国が寄進されたものの、再建工事は滞り、十二年間を空送すなわち工事の進捗はなかったという<sup>9)</sup>。その後、嘉禎元年（1235）にようやく安芸国を社家に付け、さらには神主藤原親実を安芸国守護とした結果、本格的な再建が始まったようである<sup>10)</sup>。本社及び客神社の本殿に次いで、拜殿・祓殿の再建がほぼ完成した頃、暦仁二年（1239）に残りの社殿の材木が言上されていることから、この頃より附属社殿の再建にとりかかったものと考えられる。附属社殿もおおよそ再建を終えた仁治二年七月十七日に内宮の遷宮<sup>11)</sup>が行われた。

その暦仁二年の材木注文というのが、仁治度社殿を復元する際に用いた「暦仁材木注進状」及び「政所注進状」である。楽屋を例にとると（引用史料中、『 』内は朱筆、〔 〕内は割註または細字を表す）、

一 楽屋一宇 五間一面

『人夫二十六人』柱十八本〔長一丈、方六寸〕

『三十人』 梁六支〔長一丈七尺、弘七寸、厚六寸〕

『四人』 鴨居二支〔長一丈、弘六寸、厚六寸〕

- 『十一人』 肱木廿二支〔長五尺、方六寸〕
- 『九十六人』 桁棟十二支〔長二丈二尺、弘七寸、厚五寸〕

(以下略)

というように、各社殿の再建に必要な建築部材名称、その員数、長さと断面の大きさを列記していることが分かるであろう。これらの部材名称を解読し、員数及び寸法を考慮しながら部材を組み上げることにより、各社殿の復元図を作成した。

材木注文は、実際の造営に必要な材木を具体的に言上したものであるため、蓋然性の高い復元図を作成することが可能であり、また、復元された建築は、単なる推定ではなく、現存遺構に準ずる資料となり得る。

#### IV. 社殿配置について

巖島神社の社殿は、本社社殿（本殿・幣殿・拝殿・祓殿）及び客神社社殿（本殿・幣殿・拝殿・祓殿）とそれらを陸上と繋ぐ廻廊、そして付属社殿により構成

されている。このような社殿群が、仁安造営時より存在していたことはすでに明らかであるが、その配置については、仁安造営以後大きく改変されている可能性が指摘されてきた。

そこで、社殿配置の根幹をなす廻廊の間数について古文書を詳細に検討した結果<sup>12)</sup>、仁治度の廻廊は、現在よりも東端部が僅か六間（もしくは九間）長い百十六間（もしくは百十九間）であり、折れ曲がりの位置等も含め、ほとんど現在と変わらない可能性が高いことが判明した（図2）。また、仁治度においては、廻廊東端部に粥座屋、朝座屋背面に朝座侍屋、本社本殿後方に夏堂（本地堂）が存在していたが、現在までに廃絶した。一方、御供屋（現在の大国神社）のすぐ西に天神社（連歌堂）<sup>13)</sup>、西廻廊の折れ曲がり部に能舞台等が新たに造営された<sup>14)</sup>（図3）。

以上のように、いくつかの社殿の増減は見られるものの、仁治度以降<sup>15)</sup>、巖島神社の社殿景観を損ねるような大きな改変はないとしてよいであろう。

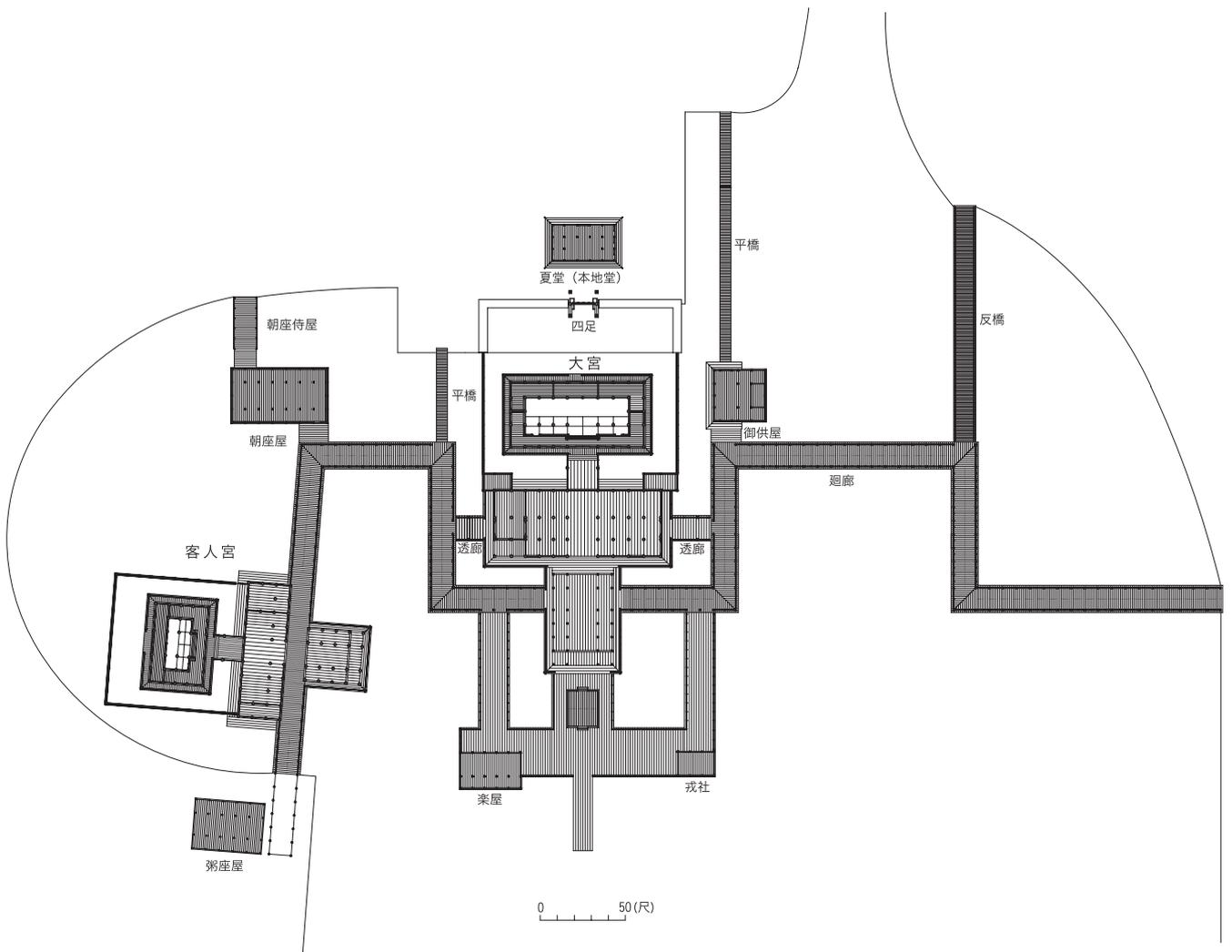


図2 仁治度復元社殿配置図

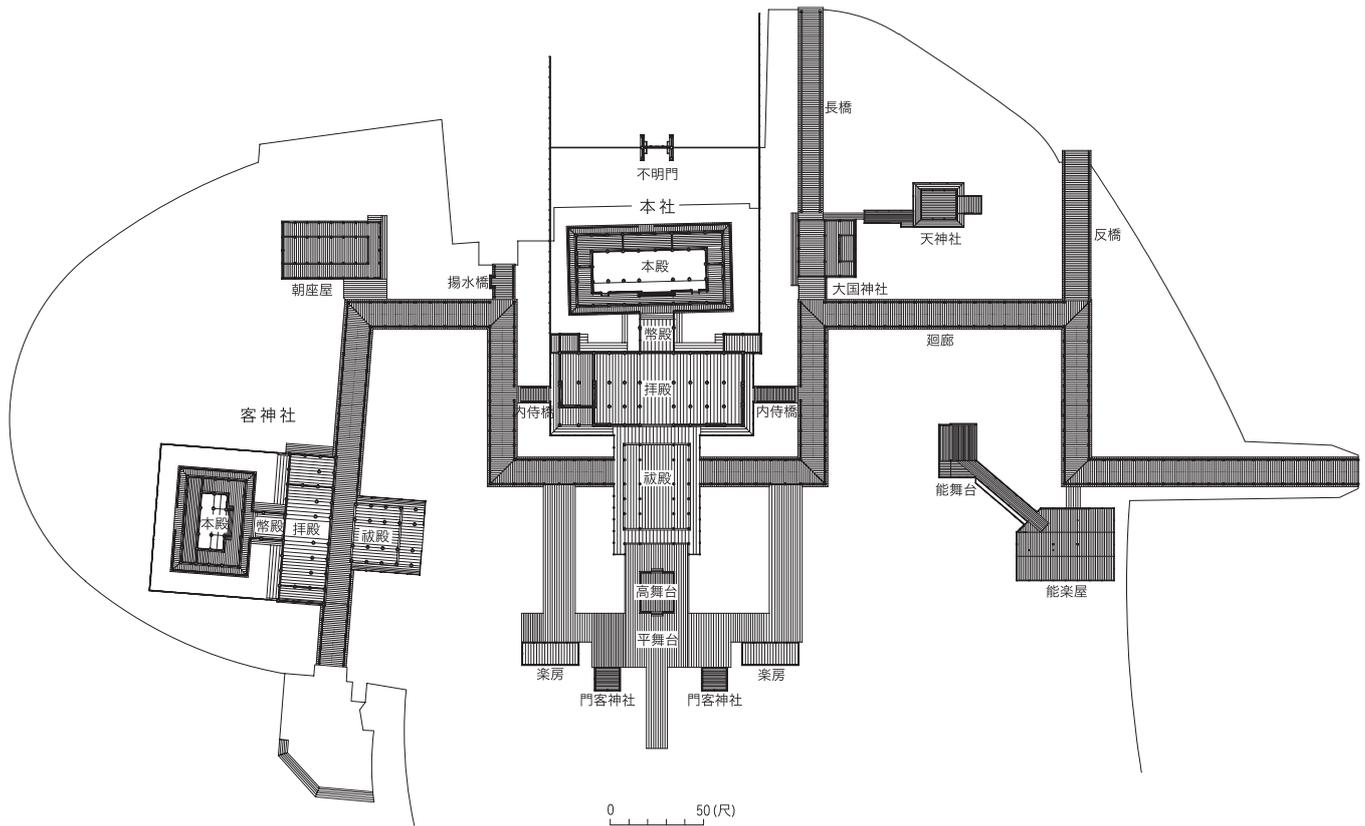


図3 現状社殿配置図

## V. 仁治度社殿の構造と意匠

### 1. 本社及び客神社

本社と客神社の本殿は、「暦仁材木注進状」及び「政所注進状」において言及されていない。これは、重要な社殿である両社本殿の再建が、最初に行われたためであると考えられる。したがって、材木注文による詳細な復元はできない。両社本殿の規模形式については、すでに三浦博士の前掲論文により明らかにされており、本稿はそれに従うものとする。また、本社の拝殿・祓殿は、仁治再建時の社殿が現存している。波禦の付加等、若干の変更はあるものの、仁治度の構造形式及び細部意匠をそのまま残すものとしてよい。

「政所注進状」には、現存する本社の拝殿（「三棟拝殿」）や祓殿（「大宮御方祓殿屋」）をはじめとして客神社の拝殿（「客人宮御方拝殿」）・幣殿（「楼台」）・祓殿（「舞殿」）の材木注文が含まれている。しかし、この時点で再建がある程度進んでいたらしく、すべての部材を言上したのではない。すなわち、この材木注文では、社殿の正確な復元を行うことは困難である。また、本社の拝殿・祓殿は仁治度のものが現存している。したがって、本稿では復元の対象から除外する。

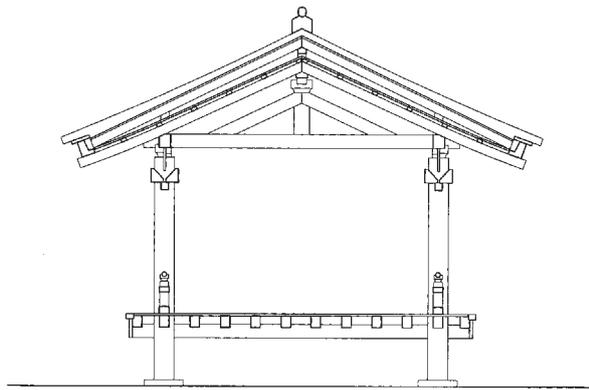
### 2. 付属社殿

「暦仁材木注進状」及び「政所注進状」によって復元された仁治度付属社殿について、以下にまとめておきたい。

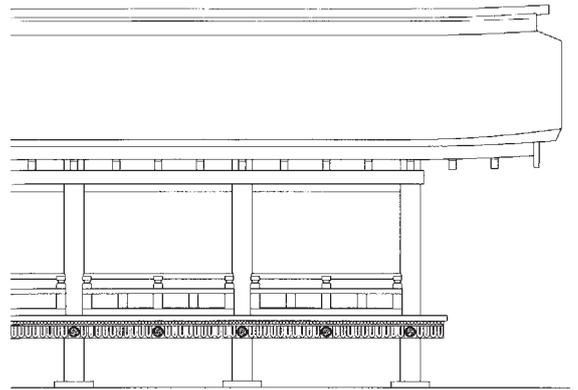
#### 廻廊

仁治度廻廊（図4）は、桁行百十六間（もしくは百十九間）・梁間一間であったと考えられる。「暦仁材木注進状」によると、円柱を礎石建とし、柱上部は内法長押（「長押」）で固められる。桁行柱間には高欄を設け、柱を越えて突き出した床板（「板敷板」）の端部には雁字板を付す。柱上は、内側を舟肘木（「肱木」）、外側を大斗とし、内法長押・軒桁間は板壁とする。梁は反りのない陸梁とし、その上に豕扱首（「猪子差」・「宇立」）を置く。一軒疎垂木の化粧屋根裏とする。屋根は檜皮葺とし、木製の大棟（「瓦木」・「丸（料）木」）を載せる<sup>16)</sup>。柱間には壁や建具を設けず開放とする、透廊の形式をとる。

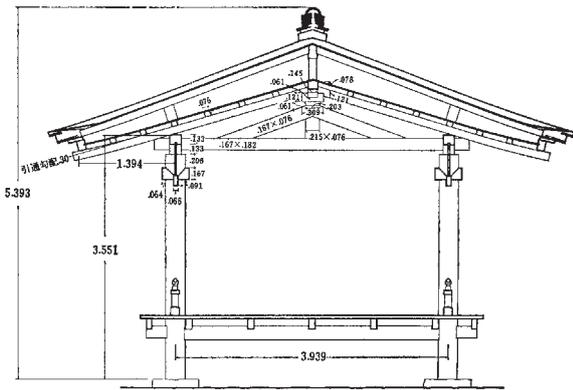
永祿から慶長年間（1558～1615）の再建になる現在の廻廊と比較すると、雁字板が撤廃され、柱上が単なる舟肘木となり、大棟が瓦棟に変更されたことなど、若干の相違点はある。しかし、基本的な構造形式はもとより、薄い扱首竿に薄い斗を載せるなどという細部



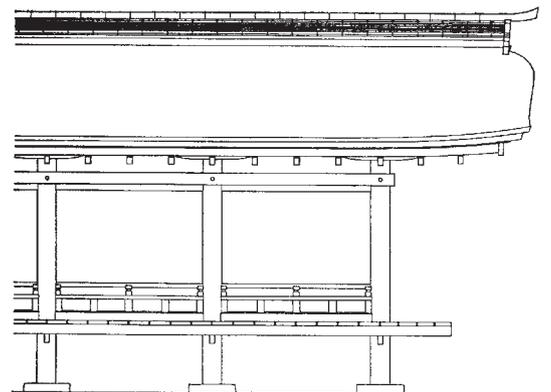
1 仁治度復元梁間断面図



2 仁治度復元側面（西端）立面図



3 現状梁間断面図



4 現状側面（西端）立面図

図4 廻廊

意匠まで、仁治度廻廊をよく踏襲するものと言える。

**朝座屋**

仁治度朝座屋（図5）は、「暦仁材木注進状」によると、桁行七間・梁間二間の身舎の平側二面に一間通りの庇を付けた七間二面の平面とする。円柱を礎石建とし、内部は板敷きとする。内法長押で柱を固め、組物は舟肘木とする。身舎梁及び繫梁（「鴨居」）はともに陸梁で、身舎梁上は妻壁にのみ肘木を載せた豕扱首を置き、それ以外は棟束（「宇立」）とする。身舎には天井を張り、庇は一軒疎垂木を化粧屋根裏とする。屋根は檜皮葺で切妻造とする。柱間には板壁や建具等は設けず、開放とする。

江戸時代前期の再建とされている<sup>17)</sup>現在の朝座屋と比較すると、庇が一面増築され、それに伴い西面が入母屋造となったこと、また、蔀や舞良戸、連子窓や板壁が設けられたことなどの変更が見られる。その他、身舎の天井を廃して身舎・庇ともに化粧屋根裏とし、一部に縁を廻らせるなどの違いがあり、仁治度朝座屋を忠実に再現しているとは言い難いが、仁治度における構造形式を基盤としながら、近世に再建されたものと評価できる。

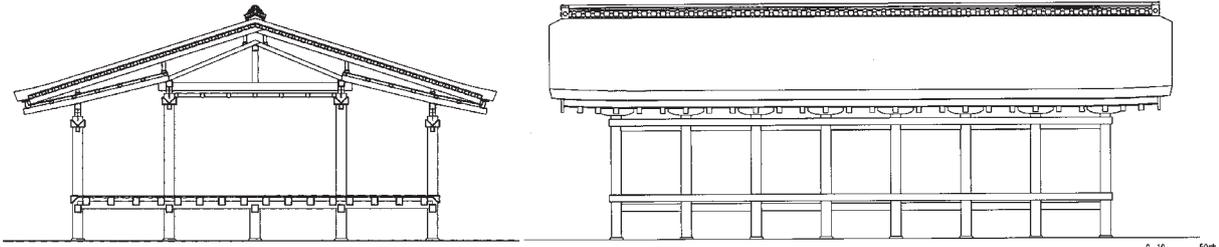
**左右透廊**

左右透廊は、現在の左右内侍橋に相当する。仁治度左右透廊は、「政所注進状」によると、角柱を礎石建とし、組物を舟肘木とする。虹梁上には板葺（「雲駄木」）を載せる。二軒繫垂木で化粧屋根裏とする。屋根は、檜皮葺で切妻造とする。柱間は開放とする。

近世もしくは近代の再建になる現在の左右内侍橋と比較すると、床板上に細い角柱を立て、梁上は束とし、組物はなく、一軒疎垂木とするなど大幅に改変されている。しかし、左右透廊は、寝殿造において寝殿と対や対代などを繋ぐ象徴的な建物である透渡殿の系譜を受け継ぐと考えられる重要な社殿であり、現在の左右内侍橋は、左右透廊の存在を裏付けるものとして評価できる。

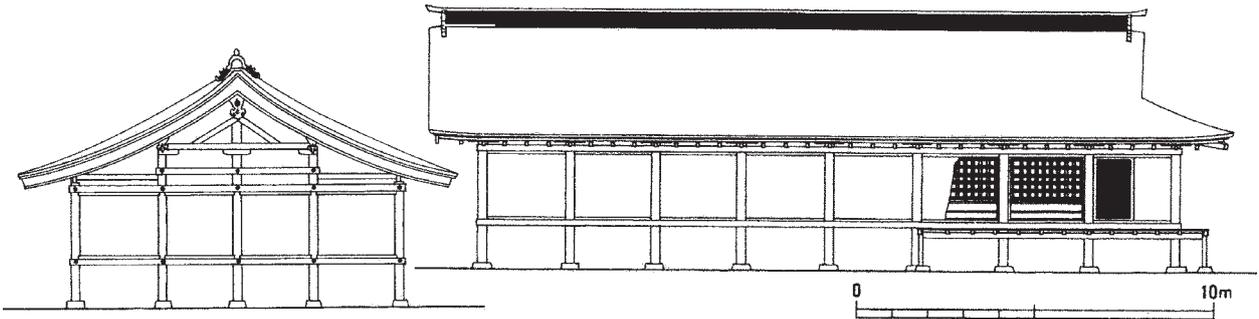
**楽屋**

楽屋は、現在の左右楽房に相当する。仁治度楽屋（図6）は、「暦仁材木注進状」によると、桁行五間・梁間一間の身舎の背面に一間通りの庇を付けた五間一面の平面とする。平舞台上に井桁組の土台（「下桁」）を据え、その上に角柱を立てる<sup>18)</sup>。内部は板敷きとする。地長押と内法長押で柱を固め、組物は舟肘木とする。



1 仁治度復元梁間断面図

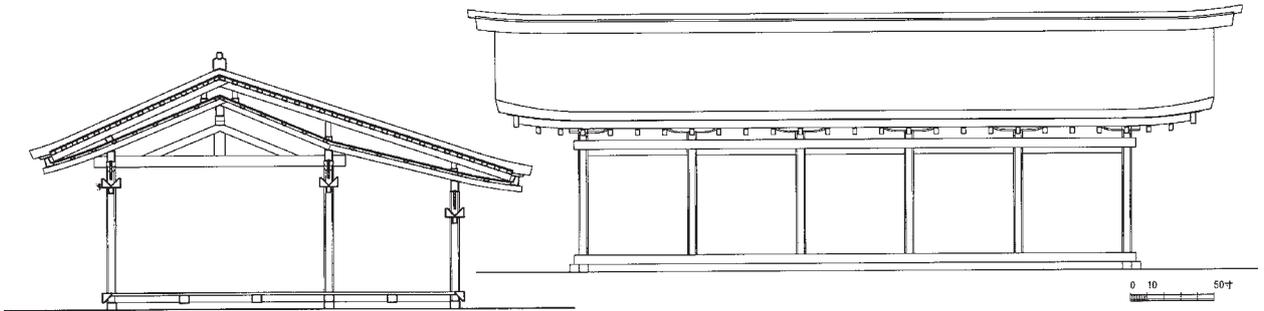
2 仁治度復元正面立面図



3 現状側面(東)立面図

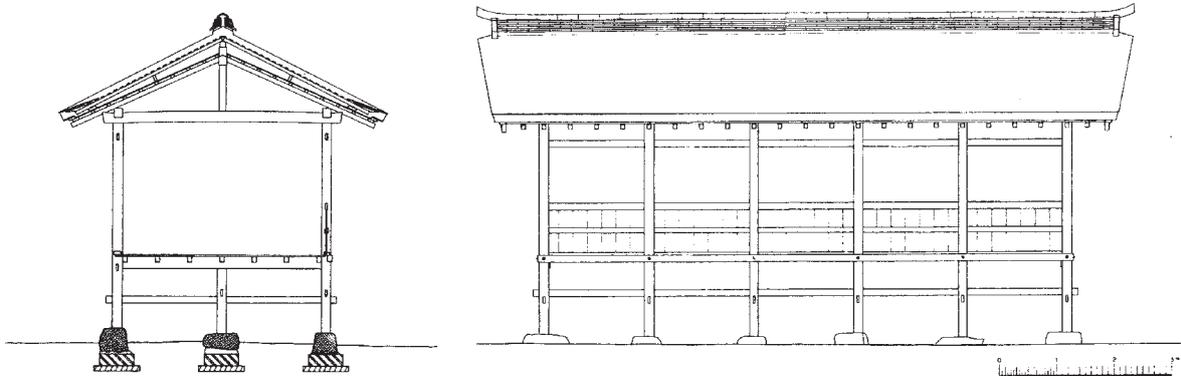
4 現状正面立面図

図5 朝座屋



1 仁治度復元梁間断面図

2 仁治度復元正面立面図



3 現状梁間断面図

4 現状背面立面図

図6 楽屋

身舎梁・繫梁はともに陸梁で、身舎梁上には豕扱首を置く。一軒疎垂木で化粧屋根裏とする。屋根は切妻造、檜皮葺とし、木製の棟を載せる。内法長押より下には一切の壁及び建具は設けず、開放とする。

安元二年（1176）の千僧供養の際に新たに造られた当時は、七間の幄舎であった<sup>19)</sup>ことが知られている。幄舎は、細い棒で骨組みを作り、その上に幄を覆ったもの、すなわち屋根として布製の幄を被せただけの仮設の建物である。仁治度楽屋において、床が極めて低く張られることや細い角柱とすること、側廻りを開放とすることは、その前身が幄舎であったことに強く影響を受けていると言える。

近代及び現代の再建になる現在の左右楽房<sup>20)</sup>と比較すると、左（西）楽屋の新造補加、背面庇の撤廃、礎石建への変更、組物及び豕扱首<sup>21)</sup>の省略など、構造形式の変更が少なくない。これは、風波に激しく曝される場所に建つことにより、災害に対する安全性と実用性が重視された結果であると考えられる。

巖島神社の楽屋は、幄舎であった安元、幄舎から常設への中間過渡期の仁治、礎石建の現在と、幄舎から常設の建築とするまでの変遷過程を古文書を用いて明確に示すことのできる希有の例であり、また、創建以来、時代を経るに従って徐々に強固な構造に改良され

る様子が段階的に分かる貴重な社殿と評価できる。

なお、「暦仁材木注進状」には現れないものの、仁治二年（1241）の「神官等申状」や寛元元年（1243）の「安芸国司庁宣案」<sup>22)</sup>等には、現在の左右門客神社に相当する戎社<sup>23)</sup>が再建済みの社殿として挙げられている。戎社は、平舞台先端に楽屋と対をなすように一棟のみ建っていたと考えられる。仁治度の戎社拝殿（現在の覆屋）は楽屋より小規模であり、現在の形状は楽屋とほぼ同等であるので、楽屋と同じく井桁組の土台を有し、平舞台上に建っていたものと想定される。

### 御供屋

御供屋は、現在の摂社大国神社本殿に相当する社殿と考えられる。仁治度御供屋（図7）は、「暦仁材木注進状」によると、桁行三間・梁間二間の身舎の平側両面に一間通りの庇を付した三間二面の平面とする。円柱を礎石建とし、内部は板敷きとする。縁長押と内法長押で柱を固め、組物は舟肘木とする。身舎梁・繫梁はともに陸梁で、身舎梁上には豕扱首を置く。一軒疎垂木で化粧屋根裏とする。屋根は切妻造、平入で、檜皮葺とする。平側の東一間のみ妻戸とし、廻廊及び平橋へ続く通路とする。その他の柱間はすべて横板壁（「佐久利板」）とする。

永禄五年（1562）の再建<sup>24)</sup>になる現在の大国神社

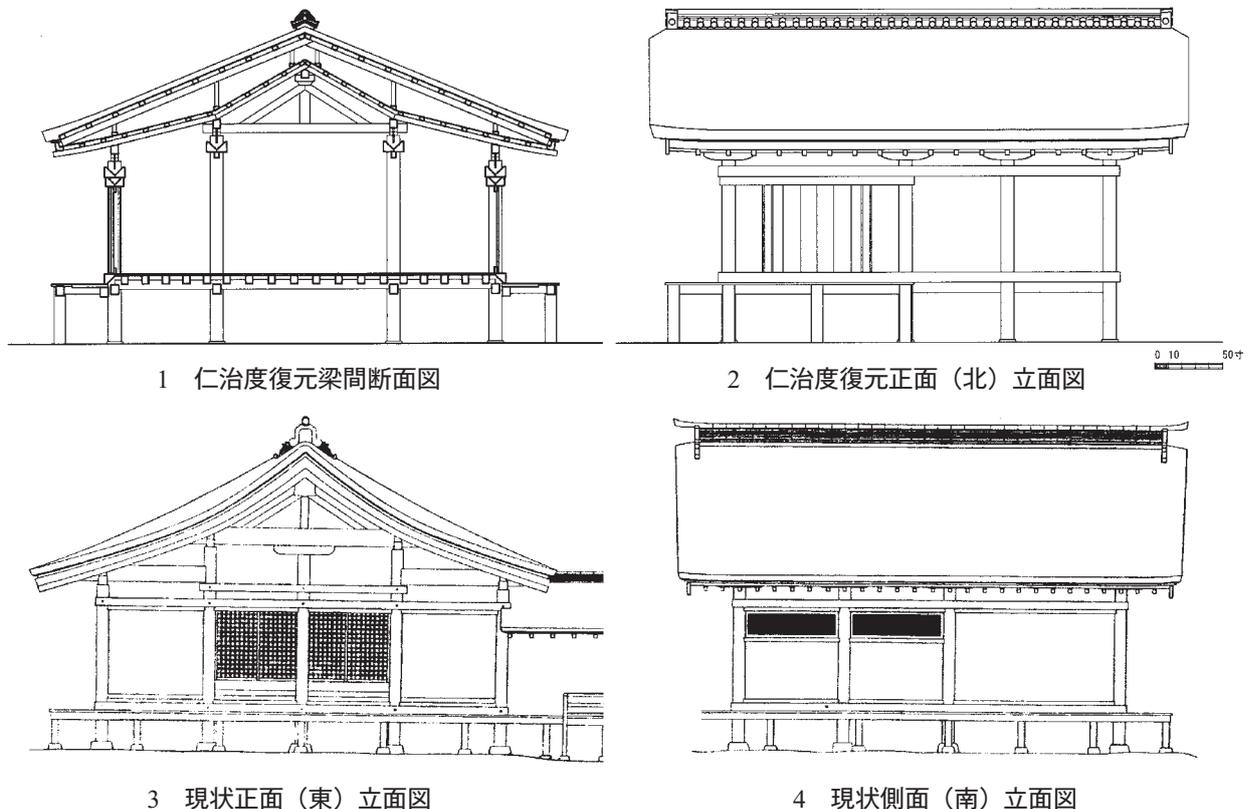


図7 御供屋

本殿と比較すると、玉殿<sup>ぎよくでん</sup>を安置し妻入<sup>つまいり</sup>となり、板壁や建具が変更されるなど、仁治度御供屋を完全に踏襲しているとは言い難い。しかし、社殿全体の規模形式は一致し、基本的な構造形式は共通する点が多いことから、旧来の御供屋を踏襲しつつ、御供屋から摂社本殿への機能の変化や時好の変化に応じて細部意匠を改めたものと言える。

大国神社本殿は、切妻造の妻入であることや、正面一間通りを通路とし、奥側の壇上に玉殿を置くなど、規模形式や構造、意匠等が一般的な神社本殿と大きく異なっており、異例の形式と見られてきたが、それは、前身を御供屋とすることに起因していると考えられる。

#### 四足

四足は現在の不明門に相当する。「曆仁材木注進状」によると、四脚門<sup>25)</sup>で切妻造、檜皮葺とする。主柱は両側から冠木<sup>かぶき</sup>で、控柱は頭貫<sup>ひかえぼし</sup>（「柱貫」）で固められる。虹梁上には板墓股<sup>かしろぬき</sup>を配し、化粧棟木を受ける。二軒繁垂木とする。戸板として、十四枚の材木が言上されており、七枚の板材を接ぎ合わせて一枚の戸板とする古式な手法をとっていたことが分かる。

永禄七年（1564）頃に再建<sup>26)</sup>されたという現在の不明門も同様に四脚門であるが、本瓦葺となり、組物

や墓股<sup>けんとづか</sup>、間斗束等の細部様式が永禄の時代性によって変更されている。但し、扉については、六枚の板材を接ぎ合わせて一枚の戸板としており、仁治度の形式を踏襲するものと言える。

#### 粥座屋

粥座屋は、仁安造営時より廻廊東端部に位置していた重要な社殿であったが、近世までに廃絶したと考えられる。

仁治度粥座屋（図8）は、「曆仁材木注進状」によると、桁行五間・梁間一間の身舎の平側二面に一間通りの庇を付けた五間二面の平面とする。円柱を礎石建とし、内部は板敷きとする。柱は地長押と内法長押で固め、組物は舟肘木とする。身舎梁・繫梁はともに陸梁とする。身舎梁上には豕扱首を置く。一軒疎垂木で化粧屋根裏とする。屋根は檜皮葺で切妻造とする。柱間には一切の壁及び建具を設けず、開放とする。

#### 朝座侍屋

朝座侍屋は、陸上から朝座屋へ渡るための廊下として、朝座屋背面に接続していた。仁安造営時において、すでにその存在が確認される重要な社殿であるが、現存しない。

仁治度朝座侍屋（図9）は、「曆仁材木注進状」に

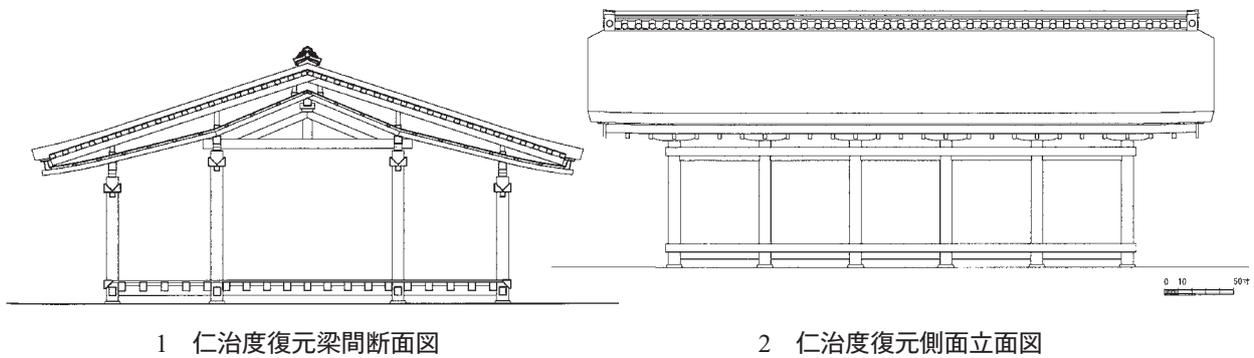


図8 粥座屋

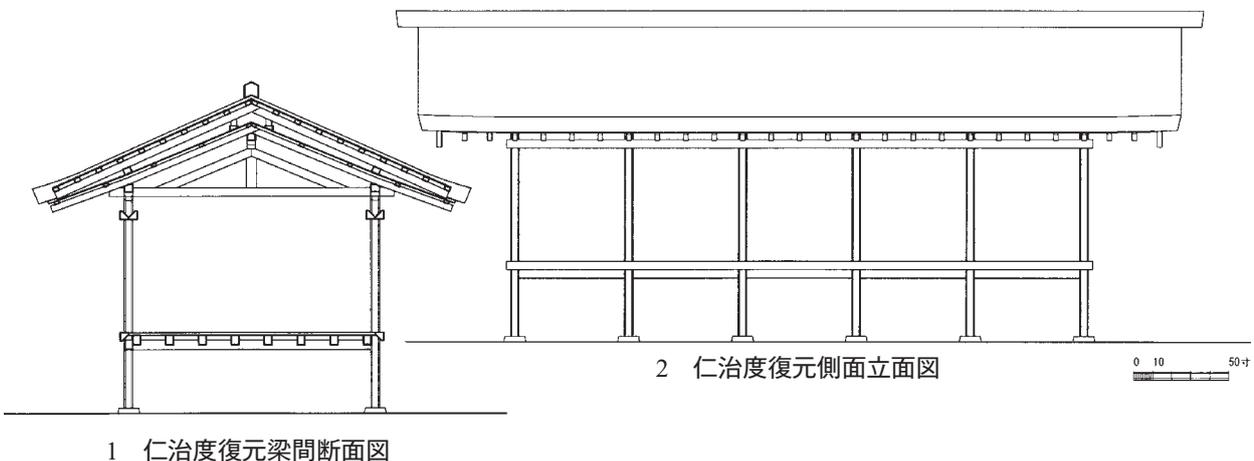


図9 朝座侍屋

よると、桁行五間・梁間一間の平面とする。角柱を礎石建とし、内部は板敷きとする。柱は地長押と内法長押により固められ、組物を舟肘木とする。陸梁には豕扱首を置く。一軒疎垂木を化粧屋根裏とする。屋根は檜皮葺で切妻造とし、木製の大棟を載せる。柱間には、一切の壁及び建具は設けず開放とする。

江戸時代における朝座侍屋は、慶安元年（1648）の「大宮及諸堂社明細建立図」<sup>27)</sup>により、朝座屋背面東二間に接続し、桁行三間・梁間二間、総円柱であったことが分かる。『芸州巖島図会』にも描かれているので、天保十三年（1842）までは存続していたと考えられる。

### 夏堂

巖島神社において夏堂は本地堂（観音堂）<sup>28)</sup>に相当する。本地堂は、本社本殿の後（南）方に位置していたが、明治元年（1868）の神仏分離令により取り壊された。本尊の十一面観音菩薩像は大聖院へ移され現存する。

「暦仁材木注進状」によると、桁行三間・梁間二間の身舎の正面及び両側面に一間通りの庇を付した三間三面（桁行五間・梁間三間）の平面とする。屋根は切妻造三面庇付き（日吉造に近い形式）で檜皮葺とする。総角柱で、内部は板敷きとする。縁長押と内法長押で柱を固め、組物は舟肘木とする。身舎梁及び繫梁とともに陸梁で、身舎梁上は妻壁にのみ豕扱首を置き、それ以外は棟束とする。身舎には天井を張り、庇は一軒疎垂木を化粧屋根裏とする。側廻りの柱間は、一間を妻戸とするほかは葺とする。周囲には廻縁を設ける。

仁治度夏堂は、天正九年（1581）に毛利輝元によって再建された<sup>29)</sup>が、その際背面庇が増築され、桁行五間・梁間四間（入母屋造と推定される）となったことが「大宮及諸堂社明細建立図」によって知られる。

## 3. 工作物

### 平舞台

「暦仁材木注進状」に挙げられた板（「板敷板」）の員数及び寸法<sup>30)</sup>から、現状と同規模の平舞台を造ることが可能であり、また、余剰分が大きすぎることもないので、仁治度平舞台の平面が、現在とほぼ同じとしても大過はあるまい。但し、楽屋及び戎社が礎石立とせず、井桁によって平舞台上に載る構造とするため、床面積としてはその分広がったことになる。

掘立柱<sup>31)</sup>に貫（「貫木」）を通して固め、柱上に桁（「行桁」）を渡し、根太（「下桁」）を配して板を敷く形式とする。また、現在はない芻高欄を周囲に廻らせ、格式及び装飾性を高めていた。

### 平橋

平橋は現在の長橋に相当する。「暦仁材木注進状」によると、橋脚間で数えて長さ二十二間の計画であった<sup>32)</sup>ことが分かる。掘立とした橋脚（「柱」）間に梁及び桁を渡し、その上に板（「柄子板」）を敷く形式とする。

仁治再建以後、数度にわたり大風や土石流などの災害に見舞われ、本社後方の陸地が増えた結果、平橋は縮小され、現在は橋脚間で数えて十九間である。また、毛利元就の奉納と伝承される大面取の赤間石を橋脚とし、貫が加えられ、転落防止の低い手すりも設けられている。

なお、仁治二年遷宮時の社殿を示す「神官等申状」には「平橋」は二か所あり、現在の長橋の他に揚水橋も往時より存在していた<sup>33)</sup>ものと考えてよいであろう。

### 反橋

「暦仁材木注進状」によると、橋脚間で数えて長さ二十間<sup>34)</sup>の計画であったことが分かる。掘立とした橋脚間に梁及び桁（「行桁」）を渡し、板を敷く形式とする。両脇には擬宝珠高欄を付しており<sup>35)</sup>、格式の高い橋であったと言える。

前述したように、仁治度以降に本社後方の陸地が増え、反橋も縮小され、現在のような渡ることのできない急な勾配となった。弘治三年（1557）に再建された現在の反橋は、橋脚間で数えて十間である。また、縦横に貫を通し、梁の下には中央を木瓜形に削り抜いた羽目板を配している。

## VI. 仁治度社殿の建築的特色

ここでは、「暦仁材木注進状」及び「政所注進状」による各社殿の復元結果を総合し、仁治度社殿、特に付属社殿の建築的特色について述べることにしたい。

本稿で概観してきた仁治度付属社殿の構造と意匠について、表1にまとめた。表1を見ると、各社殿の構造と意匠が比較的画一であることが見てとれる。すなわち、柱に陸梁を架け、梁上には豕扱首を置き、天井は張らず化粧屋根裏とし、一軒の疎垂木を掛ける。組物は舟肘木とし、屋根は切妻造で檜皮葺とする。建具は設けず、開放とするというのが、仁治度付属社殿の基本的な構造形式と言える。但し、各意匠において、基本的な構造形式によらないものが含まれている。

まず、左右透廊に注目すると、虹梁上に蓐股を配し、二軒繁垂木とする。当然のことながら、陸梁・豕扱首に比して、虹梁・蓐股は格式の高い意匠である。仁治度再建になる本社拝殿や祓殿の虹梁上にも蓐股があり、主要社殿に用いるような意匠であることが分かる

表1 仁治度付属社殿の構造と意匠

	梁	梁上	天井	垂木	組物	屋根形式	屋根葺	柱間装置
廻廊	陸梁	豕扱首	化粧屋根裏	一軒疎垂木	大斗・舟肘木	切妻造	檜皮葺	なし
朝座屋	陸梁	豕扱首・棟束	身舎：天井 庇：化粧屋根裏	一軒疎垂木	舟肘木	切妻造	檜皮葺	なし
左右透廊	虹梁	鬘股	化粧屋根裏	二軒繁垂木	舟肘木	切妻造	檜皮葺	なし
楽屋	陸梁	豕扱首	化粧屋根裏	一軒疎垂木	舟肘木	切妻造	檜皮葺	なし
御供屋	陸梁	豕扱首	化粧屋根裏	一軒疎垂木	舟肘木	切妻造	檜皮葺	板壁・妻戸
粥座屋	陸梁	豕扱首	化粧屋根裏	一軒疎垂木	舟肘木	切妻造	檜皮葺	なし
朝座侍屋	陸梁	豕扱首	化粧屋根裏	一軒疎垂木	舟肘木	切妻造	檜皮葺	なし
夏堂	陸梁	豕扱首・棟束	身舎：天井 庇：化粧屋根裏	一軒疎垂木	舟肘木	切妻造 (庇付)	檜皮葺	蔀・妻戸

であろう。二軒繁垂木も同様に格式の高い意匠である。左右透廊は、本社拝殿に付属する格式の高い社殿であったため、基本的な構造形式に格式の高い意匠を付加したものと考えられる。

そして、朝座屋と夏堂は、身舎に天井を張る。天井も格式を象徴する意匠である。したがって、朝座屋も、付属社殿において格式の高い社殿と位置づけてよいであろう。夏堂に天井を張るのは、内部に観音菩薩像を安置するためである。天井を張ったことに伴い、身舎梁上は天井裏となるので棟束とし、妻飾のみを豕扱首としたことが分かる。

また、廻廊は、小壁板を介して組物の内側を舟肘木、外側を大斗としていたと考えられる。組物として最も簡素な舟肘木とするよりも、格式を若干高めたものと考えられる。

上記以外にも、柱の太さ及び断面の形、豕扱首上の意匠、大棟の種類（瓦棟と瓦木・丸木）等に、社殿の格式は表れている。

以上の結果、仁治度において付属社殿の基本的な構造形式は、ほぼ確立しており、その構造形式を軸に、それぞれの格式に応じた細部意匠が採用されたものと考えてよいであろう。

## VII. 結語

仁治度復元社殿の構造形式は、柱に陸梁を架け、梁上は豕扱首とし、一軒疎垂木の化粧屋根裏に切妻造とするなど、比較的画一であった。この基本的な構造形式を軸に、各社殿の格式や機能に応じて細部意匠が決定されたものと考えられる。

仁治度に再建された社殿は、本社拝殿・祓殿を除いて、後世に再び再建され、幾度もの修理を繰り返しながら現在に至る。社殿の機能の変更や再々建される際の時好により、若干の変更は少なからずあるものの、

軸となる基本的な構造形式は、おおむね踏襲されており、社殿配置については最小限の増減に留まっている。加えて、社殿配置の根幹となる廻廊の規模形式は、仁安度と仁治度ではほとんど変わらない<sup>36)</sup>としてよい。

したがって、現存する社殿は、仁治度さらには仁安度の姿を伝えていると言え、これまで以上に高く評価される<sup>37)</sup>。

## 【注】

- 仁治度厳島神社復元模型（復元設計：山口佳巳、監修：三浦正幸、模型制作：羯摩）は、国立歴史民俗博物館の所蔵品であり、現在広島大学総合博物館に貸与されている。縮尺は1/100である。
- 「伊都岐島社未造分屋材木等注進状」（新出厳島文書一二三）。広島県編（1978）：『広島県史』古代中世資料編Ⅲ。
- 「伊都岐島社政所注進状」（新出厳島文書一〇二）。広島県編（1978）：『広島県史』古代中世資料編Ⅲ。
- なお、各社殿の具体的な復元考察については、以下を参照されたい。山口佳巳・三浦正幸（2006）：厳島神社廃絶社殿の復元的研究—仁治度再建社殿について—。内海文化研究紀要, 34, 23-43。山口佳巳（2007）：仁治度厳島神社御供屋の復元的研究。厳島研究, 3, 26-43。山口佳巳（2008a）：仁治度厳島神社楽屋の復元的研究。建築史学, 51, 68-93。山口佳巳（2008b）：仁治度厳島神社廻廊の復元的研究。国立歴史民俗博物館研究報告, 148, 169-191。
- 岡田貞治郎（1997）：神社建築。宮島町編：『宮島町史』特論編・建築, 宮島町, 64-634。稲垣栄三（1972）：厳島神社本社本殿・摂社客人神社本殿その他社殿。稲垣栄三編：『日本建築史基礎資料集成』二社殿Ⅱ, 中央公論美術出版, 60-68。等もあるが、いずれも概説の域を出ないものである。
- 厳島神社の廻廊間数については、山口佳巳（2008c）：仁治度厳島神社の廻廊間数及びその配置に関する考察。芸備地方史研究, 258・259, 44-60。を参照されたい。

- 7) 「伊都岐島社神官等申状案」(新出巖島文書一〇三). 広島県編(1978):『広島県史』古代中世資料編Ⅲ.
- 8) 建永二年(1207)の焼失の際には、すぐに安芸国を寄進して造営を始め、八年後の建保三年(1215)に内宮の遷宮が行われたことが「神官等申状」(注10参照)により知られる。また、同文書に外宮と玉殿は新造されなかったと記されており、焼失したのは内宮だけであったと考えられている。
- 9) 「神官等申状」(注7参照)による。往時の神社建築において最大級を誇る本殿二棟をはじめとして、多数の社殿を抱えていた巖島神社で再々建ともなると、工事が遅延するのも想像に難くない。
- 10) 「神官等申状」(注7参照)により、嘉禎元年(1235)十二月九日に内宮の木作始、翌二年(1236)四月四日に上棟が行われたことが知られる。
- 11) 「神官等申状」(注7参照)による。なお、内宮遷宮の月日については、寛元元年(1243)の「安芸国司庁宣案」(新出巖島文書一〇七). 広島県編(1978):『広島県史』古代中世資料編Ⅲ.による。
- 12) 前掲論文(注6参照)において、詳述した。
- 13) 『芸藩通志』によると毛利隆元が元亀三年(1572)に寄進したものとされているが、棟札によると弘治二年(1556)の造営である。
- 14) 天正八年(1580)に成立した「房頭覚書」. 広島県編(1978):『広島県史』古代中世資料編Ⅲ.に「江ノ中にて舞臺ヲハラセ申付ル」とあるのが、能舞台の前身と考えられる。現在の能舞台は延宝八年(1680)の建立であり、能楽屋は近代の再建になる。
- 15) 古文書によって具体的な社殿の位置まで明らかにできるのは、仁治度再建以後である。
- 16) 「曆仁材木注進状」(注2参照)は、廻廊一間分に必要な材木しか注文されていないので、端部の細部意匠は推測の域を出ないが、屋根の端部は切妻造であったとしてよいであろう。現在、西端部及び反橋接続部に見られる唐破風造は、建築史の定説では鎌倉時代後期に出現したとされ、現存最古の例は弘安七年(1284)の法隆寺聖霊院厨子であるので、仁治度においてはまだなかったと考えられる。なお、巖島神社廻廊の端部を唐破風造としたのは、廻廊再建時すなわち、永祿から慶長年間(1558~1615)と考えられる。
- 17) 文化庁編(1990):『国宝・重要文化財建造物目録』第一法規.による。
- 18) 楽屋の材木として注文された十八本の柱はすべて「長一丈」であり、同文書に記された他の社殿の柱の長さ比べて著しく短い。現在の平舞台の床高は四尺七寸であるので、それを差し引くと柱の長さは五尺三寸となって、人が入る
- 実用的な建築とはならないので、楽屋は地上から建つのではなく、平舞台上に建つものとするのが妥当である。
- 19) 安元二年(1176)の「伊都岐島社千僧供養日記」(浅野忠允氏旧蔵巖島文書二). 広島県編(1978):『広島県史』古代中世資料編Ⅲ.による。
- 20) 左楽房は1991年の台風で倒壊したため、ほとんどの部材が平成再建時のものとなっている。
- 21) 仁治度楽屋においては、身舎梁上をすべて豕扱首としていたが、現在は妻壁のみ豕扱首とし、内部は棟束とする。なお、妻壁は、化粧棟木までの扱首束(棟束)に左右から扱首竿を斜めに掛ける地方色の濃い豕扱首とする。
- 22) 「安芸国司庁宣案」(注11参照)。
- 23) 仁治当時は一棟のみであったが、その後正安二年(1300)までに現在のような左右二棟となった。
- 24) 「大黒殿の棟札」宮島町編(1997):『宮島町史』特論編・建築.による。
- 25) 「四足」(四脚門に対する平安時代後期以来の呼称)という名称に加え、主柱(「柱」)二本に控柱(「袖柱」)四本が注文されていることから、四脚門であることが分かる。
- 26) 「巖島社不明門棟札写」(巖島野坂文書一七三五). 広島県編(1976):『広島県史』古代中世資料編Ⅱによる。
- 27) 「大宮及諸堂社明細建立図」(大願寺文書・町史五九九). 宮島町編(1997):『宮島町史』特論編・建築, 1015.
- 28) 中世における古文書では、すべて夏堂と記されているが、近世になると夏堂よりも、本地堂もしくは観音堂と称するようになる。例えば、『芸藩通志』には「観音堂」の項に「本地堂ともいへり」,「夏堂とも称す」とあり、また、『芸州巖島図会』には「本地堂」の項に「夏堂とも称す」とある。巖島神社の主祭神の本地は観音菩薩であるので、当社において本地堂と観音堂は同義である。なお、夏堂は、神社内において夏安居を行う所であって、八坂神社では本殿後方孫庇、北野天満宮では本殿西庇をあてられている。
- 29) 「房頭覚書」. 広島県編(1978):『広島県史』古代中世資料編Ⅲ.に、「一、御本地観音堂之事、去天文十年五月四日七日ノ大水山河クつれ、社頭廻砂ハマル間、三月廿三日破り土ヲアケ、天正九年則八月造楽調、御本尊移奉ル」とあることによる。
- 30) 「板敷板」として、「長二丈一尺、弘一尺四寸、厚□寸」の材が四百五十枚注文されている。
- 31) 注文された柱が「長九尺」と長い(仁治度再建になり、平舞台に接続する本社祓殿の正面庇の床下は約四尺である)ことから、礎石建ではなく、掘立柱であった可能性が高い。なお、宮島町編(1997):『宮島町史』特論編・建築.によると、現在は、毛利元就もしくは輝元の寄進と伝えられる石製の柱とする。

- 32) 「神官等申状」(注7参照), 「安芸国司庁宣案」(注11参照), 正安二年(1300)の「伊都岐島社未造殿舎造営料言上状案」(大願寺文書一). 広島県編(1978): 『広島県史』古代中世資料編Ⅲ. には, 「平橋二十八間」あるいは「平橋廿八間」とあり, 材木が注文された暦仁二年から程なく計画変更され, 六間延長されて仁治度遷宮を迎えたものと考えられる。
- 33) 現在の揚水橋は, 「神官等申状」(注7参照)及び「安芸国司庁宣案」(注11参照)に見える「平橋八間」に相当するものと考えられる。現在よりも陸地が後退していたと考えられるので, 長橋と同様に現在よりも長かった可能性は十分ある。
- 34) 「神官等申状」(注7参照), 「安芸国司庁宣案」(注11参照), 「伊都岐島社未造殿舎造営料言上状案」(注32参照)には, 「反橋二十六間」あるいは「反橋廿六間」とあり, 材木注文された際よりも六間延長されて造営されたものと考えられる。
- 35) 「暦仁材木注進状」(注2参照)に, 「高蘭」及び「義法師柱」(擬宝珠柱)の注文があることによる。
- 36) 仁安三年(1168)の「伊都岐島社神主佐伯景弘解」には, 「百十三間同(檜皮葺)廻廊」とあり, 仁治度とほぼ同じ間数である。すなわち, 仁治度に再建された廻廊の規模形式は, 仁安度を踏襲するものとしても大過はない。なお, 仁安度の社殿配置に関しては, 紙幅の都合上, 別稿にしたい。
- 37) 但し, 楽屋や左右透廊等の軽微な社殿に関しては, 構造形式が大きく変更されており, 現状においてそれらの文化的価値は認められない。

図4の現状図は, 稲垣栄三編(1972): 『日本建築史基礎資料集成』二社殿Ⅱ, 中央公論美術出版。図5の現状図は, 宮島町編(1997): 『宮島町史』特論編・建築, 宮島町。図6の現状図は, 厳島神社編(1994): 『厳島神社本殿不明門ほか二十六棟保存修理(災害復旧)工事報告書』厳島神社。図7の現状図は, 国宝厳島神社建造物修理委員会編(1958): 『厳島神社国宝並びに重要文化財建造物昭和修理総合報告書』国宝厳島神社建造物修理委員会。より転載したものである。

## 【文献】

- 厳島神社編(1994): 『厳島神社本殿不明門ほか二十六棟保存修理(災害復旧)工事報告書』厳島神社。
- 稲垣栄三(1972): 厳島神社本社本殿・摂社客人神社本殿その他社殿. 稲垣栄三編: 『日本建築史基礎資料集成 二社殿Ⅱ』, 中央公論美術出版。
- 岡田貞治郎(1997): 神社建築. 宮島町編(1997): 『宮島町史特論編・建築』宮島町, 64-634。
- 国宝厳島神社建造物修理委員会編(1958): 『厳島神社国宝並びに重要文化財建造物昭和修理総合報告書』国宝厳島神社建造物修理委員会
- 広島県編(1976): 『広島県史古代・中世資料編Ⅱ』広島県。
- 広島県編(1978): 『広島県史古代・中世資料編Ⅲ』広島県。
- 福山敏男(1968): 厳島神社の社殿. 『日本建築史研究』墨水書房, 101-149。
- 文化庁編(1990): 『国宝・重要文化財建造物目録』第一法規。
- 三浦正幸(1985): 厳島神社の本殿. 建築史学, 4, 46-68。
- 宮島町編(1997): 『宮島町史 特論編・建築』宮島町。
- 山口佳巳・三浦正幸(2006): 厳島神社廃絶社殿の復元的研究—仁治度再建社殿について—。内海文化研究紀要, 34, 23-43。
- 山口佳巳(2007): 仁治度厳島神社御供屋の復元的研究. 厳島研究, 3, 26-43。
- 山口佳巳(2008a): 仁治度厳島神社楽屋の復元的研究. 建築史学, 51, 68-93。
- 山口佳巳(2008b): 仁治度厳島神社廻廊の復元的研究. 国立歴史民俗博物館研究報告, 148, 169-191。
- 山口佳巳(2008c): 仁治度厳島神社の廻廊間数及びその配置に関する考察. 芸備地方史研究, 258-259, 44-60。
- 山本栄吾(1965): 厳島神社海上社殿論. 精華学園研究紀要, 3, 1-42。

(2009年8月31日受付)

(2009年10月26日受理)